

令和7年12月11日

報道関係 各位
(県庁記者クラブ同時提供)

田辺市農業振興課
課長 蟬 寿

ツキノワグマ緊急銃猟機上訓練を実施します

市街地等へのツキノワグマの出没に対応するため、和歌山県と共に共催で緊急銃猟制度による捕獲等を想定した機上訓練を実施しますので、報道方よろしくお願いします。

改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行され、人の日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が出没した場合、一定の条件をみたしたときに、市町村長の判断により銃器を使用した捕獲等（緊急銃猟）ができるようになりました。

市街地等にツキノワグマが出没したと想定し、関係者が迅速かつ円滑に捕獲等の対応ができるよう、和歌山県、田辺市が共催で標記の訓練を実施します。

日時：令和7年12月24日（水） 14:00～16:00（予定）

場所：田辺市役所 2階 大会議室（田辺市東山一丁目5番1号）

参加者：（予定） 和歌山県 田辺市、和歌山県警察本部、田辺警察署、
田辺市消防本部、猟友会西牟婁支部田辺分会、
環境省（環境省田辺管理官事務所）、
西牟婁振興局健康福祉部管内4町（みなべ町、白浜町、上富田町、
すさみ町）

訓練内容：（1）緊急銃猟制度の説明（和歌山県）

（2）機上訓練

市街地等にツキノワグマが出没した場合の緊急銃猟の実施可否、
通行規制、住民の避難指示などの訓練を行う

取材等：

- ・取材受付は下記の西牟婁振興局の担当が行います。
- ・取材にお越しいただく際には、報道機関とわかる腕章等を装着して下さい。
- ・13:15～13:45の間に受付を行ってください。

（連絡先）

田辺市農林水産部農業振興課

担当：山崎、宮本

内線：2903

電話：0739-26-9930

西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

担当：中田、新田

電話：0739-26-7934（担当）